

高知市告示第6号

高知市公共調達条例（平成24年条例第4号。以下「条例」という。）第7条第1項に規定する労働報酬下限額について、平成31年1月1日以降に契約又は基本協定を締結する案件に適用する額を定めたので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成31年1月1日

高知市長 岡崎 誠也

1 条例第7条第1項第1号アに規定する対象労働者 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額

- (1) 国土交通省による公共工事設計労務単価で定める調査対象職種51職種（以下「公共工事設計労務単価調査対象51職種」という。）のうち、交通誘導警備員A及び交通誘導警備員B 819円
- (2) 前号に掲げる者以外の労働者 868円

2 公共工事設計労務単価調査対象51職種のうち、条例第7条第1項第1号イに規定する対象労働者

次表のとおり

職 種	労働報酬下限額	職 種	労働報酬下限額
特殊作業員	1,930円	高級船員	3,360円
普通作業員	1,630円	普通船員	2,200円
軽作業員	1,380円	潜水士	4,040円
造園工	1,800円	潜水連絡員	1,970円
法面工	2,540円	潜水送気員	2,090円
とび工	2,200円	山林砂防工	2,100円
石工	2,310円	軌道工	3,060円
ブロック工	2,590円	型わく工	2,080円
電工	1,830円	大工	2,120円
鉄筋工	1,980円	左官	2,170円
鉄骨工	2,090円	配管工	1,770円
塗装工	2,050円	はつり工	2,090円
溶接工	2,390円	防水工	2,150円
運転手（特殊）	1,980円	板金工	2,170円
運転手（一般）	1,760円	タイル工	1,840円
潜かん工	3,080円	サッシ工	2,150円
潜かん世話役	3,640円	屋根ふき工	1,630円
さく岩工	2,310円	内装工	2,300円
トンネル特殊工	3,100円	ガラス工	2,020円
トンネル作業員	2,360円	建具工	1,890円
トンネル世話役	3,190円	ダクト工	1,690円
橋りょう特殊工	2,630円	保温工	2,100円
橋りょう塗装工	2,720円	建築ブロック工	1,780円
橋りょう世話役	2,900円	設備機械工	2,040円
土木一般世話役	2,080円		

3 条例第7条第1項第2号に規定する対象労働者 819円